

## 「神戸市身体障害者診断指針」の一部改正について

平成30年7月より、視覚障害の身体障害者手帳の障害認定基準を見直すという通知が、厚生労働省からありました。

### <視力障害の認定基準>

- ・「両眼の視力の和で認定」していたものから、「良い方の眼の視力で認定」することにする。

### <視野障害の認定基準>

1. ゴールドマン型視野計による認定基準に加え、**現在普及している自動視野計でも認定可能になる。**（認定基準の明確化）
2. 視能率、損失率という用語を廃止し、**視野角度、視認点数を用いたより明確な基準により認定**する。

これらを受けて、神戸市の障害認定基準である「神戸市身体障害者診断指針」を一部改正します（平成30年7月1日施行）。

加えて、「神戸市身体障害者診断指針」に掲載している、視覚障害の診断書・意見書について、より適正かつ迅速な障害認定のため、様式を一部改正します。

## 意見公募手続きについて

神戸市行政手続き条例第37条第6項5号により、意見公募を行わないこととする。